

議 事 日 程

平成 2 9 年 7 月 1 3 日

午後 1 0 時 0 0 分 開 会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 島原市教育長職務代理者の選任について

第 4 事務の委任等について

第 5 議 案 上 程

第45号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第46号議案 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について

第 6 そ の 他

島原市教育委員会

議 案 集

第45号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

第46号議案 ふるさともどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱
について

平成29年7月13日 臨時会

第45号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職名	氏名	住所(学校所在地等)	任期
島原市教育委員会教育長	森本 和孝		H29.7.13～H31.3.31

平成29年7月13日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第9条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成29年7月13日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	前田 力		H29.4.1～H31.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経		H29.4.1～H31.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史		H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	辻 法行		H28.4.1～H31.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子		H28.4.1～H31.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹		H28.4.1～H31.3.31
島原市立第一中学校長	北田 義久		H28.4.1～H31.3.31
島原市立第二中学校長	北浦 幸三		H28.4.1～H31.3.31
島原市立第三中学校長	高田 裕士		H29.4.1～H31.3.31
島原市立三会中学校長	濱田 好和		H29.4.1～H31.3.31
島原市立有明中学校長	八木 信也		H28.4.1～H31.3.31
島原市教育委員会教育長	森本 和孝		<u>H29.7.13～H31.3.31</u>
計	12名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第46号議案

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について

ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職名	氏名	住所(学校所在地等)	任期
島原市教育委員会教育長	森本 和孝		H29.7.13～H31.3.31

平成29年7月13日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第17条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

ふるさとへもどってこねえ奨学生審議委員会委員名簿

(平成29年7月13日現在)

職 名	氏名	住 所 (学 校 所 在 地 等)	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	前田 力		H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原高等学校長	渡邊 孝経		H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史		H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	辻 法行		H29.4.1～H32.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山崎 敦子		H29.4.1～H32.3.31
島原中央高等学校長	森崎 和樹		H29.4.1～H32.3.31
島原公共職業安定所所長	橋本 堅治		H29.5.1～H32.3.31
島原市教育委員会教育長	森本 和孝		<u>H29.7.13～H32.3.31</u>
計	8名		

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。